

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁である市は、法第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第3項の規定に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

（1）建築基準法第10条第3項の命令

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令を行う。

（2）建築基準法第10条第1項の勧告及び同条第2項の命令

損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の勧告や同条第2項の命令を行う。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

現在、県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

今後は、より耐震化に関する取組みが円滑かつ適切に行われるよう、関係団体、地域住民等との連携・協力体制を強化するため、市レベルでの協議会等の組織化を目指し、震災に強いまちづくりにするための施策等を協議し実施していく。

2 地震保険等の加入促進

山口県では、地震保険の世帯加入率は、29.5%と全国平均（34.6%）を下回り、全国順位28位（損害保険料率算出機構（2021年））となっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる

場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報などにより地震保険への加入の促進に努めることとする。

3 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。